

CDM吸収源事業説明会（COP13等報告会）

プログラム

10：30 開会

10：30～10：35 主催者挨拶
（財）国際緑化推進センター 相談役 伴 次雄

10：35～11：15 報告1
林野庁 森林整備部研究・保全課 課長補佐 塚田 直子 氏
「COP13, COP/MOP3 報告－森林関連の議論－」

11：15～11：55 報告2
林野庁 森林整備部計画課 海外林業協力室 課長補佐 赤堀 聡之 氏
「COP/MOP3での植林 CDM 関連の議論について」

11：55～12：05 休憩

12：05～12：30 質疑応答

12：30 閉会

主催：財団法人 国際緑化推進センター

日時：平成20年1月10日（木）10時30分

場所：文京シビックセンター26階 スカイホール

開会

仲：ほぼ定刻近くなりましたので始めさせていただきます。私、本日の司会進行をさせていただきます（財）国際緑化推進センターの仲と申します。皆さん、よろしくお願いいたします。まずは、資料の確認をいたします。裏表印刷で最後のページが 24 ページでございます。確認をお願いいたします。資料はこの 1 セットだけでございます。また本日の進行、時間の割り振りにつきましては、報告が 2 つ、塚田講師、赤堀講師より各 40 分ずつとなっております。恐縮ではございますが両講師のほうで適宜時間を調整していただきまして、お 2 人合わせて 80 分前後でご報告いただけたらと思います。そして若干の休憩を挟みまして、20 分ないし 25 分程度の質疑応答をいたしまして終了が 12 時半を予定しております。この会場の借り上げの関係もございますので、12 時 30 分あるいは遅くとも 40 分程度までには終わらせていただきたいと思います。それから皆さん携帯電話をご使用かと思いますが、電源を切る、またはマナーモードでよろしくお願いいたします。多数の皆様にご参加いただきましたものですから、真ん中の空席、また荷物を置いてある席等で使っていないところは、ぜひお使いいただきたいと思います。それから、後ろのほうにも若干の椅子を用意してございます。かなり余裕を持ったつもりでしたが、本当に申し訳ございません。それではただ今から、「CDM 吸収源事業説明会」を開催させていただきます。開催に先立ちまして、私ども（財）国際緑化推進センター相談役の伴からご挨拶を申し上げます。

主催者挨拶

（財）国際緑化推進センター 相談役 伴 次雄

伴：本日は「CDM 吸収源事業説明会」を開催できましたこと、また大変多くの方のご出席を賜りまして、深く御礼を申し上げます。当センターではこの CDM の関係を含めまして、平成 12 年の COP6 以降、会合があるごとにこのような報告会を開催しております。今回が 8 回目に相成ったようでございます。今回の報告は、皆さんご案内の通り、12 月 3 日から 15 日まで、インドネシアのバリにおいて COP13 が開催されましたが、日本政府代表の一員としてこれに出席された林野庁研究・保全課の塚田さん、そして海外林業協力室の赤堀さんから、森林の視点からの報告をいただけるかと思っております。両講師には心から感謝の意を表します。

さて、地球温暖化問題につきましては、いわゆる 1992 年の UNCED (United Nations Conference on Environment and Development) 等以来、いろいろな場を通じて、国際的に協力して、一致して取り組むという動きが生まれています。2 つ目の節目はやはり 1997 年の京都議定書かと思っております。そういう意味で今回は洞爺湖サミットを控え、その前段としての意義があったのではないかと思っております。以上のような関係もあり、従来は余り目立たなかったマスコミ報道も今回は毎日のように、いろいろな面で詳細にあったわけでございます。そこで本日は、やはり森林の視点からお話をお聞きしたいなと思っている

ところですが。このような国際情勢の中、国民の皆様方の温暖化に対する関心が日に日に増しているのが今の状況ではないかと思っております。しかしながら、やはり現実はまだ少し掘り下げて温暖化問題を考えていく必要があるのではないかと考えております。京都議定書による6%の排出削減の達成約束が、現在では排出がむしろ増えておりまして、私は非常に厳しい状況にあるのではないかと考えております。そういう意味で、従来の手法の延長では6%の削減は非常に困難な情勢にあると判断をしております。例えば欧州で実施しておるような排出取引制度やJI、CDMのような実効性のある手法を、日本においてもしっかりと進めていく必要があるのではないかと考えております。もう1つはやはり、本年7月の洞爺湖サミットにおきまして、日本がいかにリーダーシップをとれるか、ではないかと思っております。本日の新聞でも政府方針として、温暖化対策で1兆円の途上国支援をする発表もあったわけでございます。確かに経済的な支援も重要ではございますが、今回合意されたロードマップをいかに現実のものとするか、具体的な知恵・提言をしていくことが大変必要ではないかと考えております。当センターとしては、従来から林野庁の支援を得て温暖化の問題、海外での森林の造成の橋渡し等の仕事を進めてまいったわけでございます。CDM植林につきましても、本日のような報告会や研修会、さらには現地での森林の造成を進めてまいった次第でございます。本年も、引き続きいろいろな事業を進めながら、温暖化問題につきましてもしっかりと進めてまいりたいと考えておる次第でございます。最後までございますけれども、本日の報告会が有意義なものであることを祈念申し上げながら、開会のご挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

仲：どうもありがとうございました。では早速、ご報告に移らせていただきます。机を移動いたしますので、少々お待ちください。先ほども申し上げましたが、若干混み合っただけで、机の空いているところがないよう、また若干補助椅子もご用意いたしました。後ろのほうにございます。もし万が一席が不足するようでしたら、当方の手違いでございます。申し訳ございません。では本日、お二方からご報告いただくことになっております。初めに林野庁森林整備部研究・保全課の課長補佐、塚田直子様からよろしく願いいたします。なお、私のほうから若干、塚田様についてご紹介させていただきます。塚田様はこの資料にございます通り、研究・保全課の課長補佐でいらっしゃいますが、林野庁における、全体的な温暖化対策の窓口、全体的な取りまとめのお立場、ならびにそのうちの一部、森林吸収源推進班をご担当なされています。皆様ご承知のように、我が国の6%の削減目標のうち約3分の2にあたる3.8%が国内の森林、たまたまでございますけれども国内の森林面積がちょうど国土面積の3分の2ですので、削減の割合が同じ3分の2でございます。国内の森林吸収の責任者と申しますか、実際にその森林吸収を進める、植栽や間伐といったハード事業、そして森林による吸収量をどうやって算定するか、報告するか、そういった分野の責任者でございます。そういうお立場から本日もご報告をいただくことになっております。では、塚田様よろしく願いいたします。

報告 1

「COP13, COP/MOP3 報告 ー森林関連の議論ー」

林野庁 森林整備部研究・保全課 課長補佐 塚田 直子 氏

塚田：おはようございます。明けましておめでとうございます。ただ今ご紹介にあずかりました林野庁研究・保全課、森林吸収源情報管理官室の塚田直子と申します。本日は COP13 の報告ということで、特に森林関連の議論に焦点を当てたご報告をさせていただきます。こんなにたくさんの方にお集まりいただくとは予想しておりませんでしたので、かなり緊張しております。COP の会場でお見受けした方がかなりいらっしゃるように思います。(そのような方々に、) どうして私がここで報告しなきゃいけないのかな、という感じもあるのですけれども (笑)。繰り返しにしろうかと思いますが、どうかご辛抱くださいますようお願いいたします。赤堀補佐と分けて 2 人でやりましょうということになっているのですけれども、たまたまちょっと私のほうが多くなってしまっておりますので、私の予定時間は 40 分ですが少し長くなります。その点もご辛抱くださいますようお願いいたします。では私からご報告させていただきます。まず本日の報告内容全体をご説明いたします。「1.会合全体の概要」に、簡単に触れさせていただきたいと思えます。続いて今回、森林関係の本当に重要な議題であった「2.途上国における森林減少に由来する排出の削減 (REDD)」。これに少し詳しくコメントをさせていただきます。それから「3.先進国の吸収源の取扱い」。これについても若干の合意が今回なされておりますので紹介いたします。最後に「4.A/R CDM の上限値拡大」。この議論もあったのですが、後ほど赤堀のほうからご報告いたします。まず「1.会合全体の概要」をご説明いたします。これは、今回の COP では、かなり報道機関も入っておりましたので、概要については皆様既にご承知のことかと思えます。12月3日から15日まで、バリの国際会議センターで COP13 が開催されました。今回、なんと参加者が 1 万人を越えたということで、COP 史上最大だといわれております。COP 会議場、京都議定書会議場のほうも非常に盛況ということで、足の踏み場もないような状態でした。それから、京都議定書が今回ちょうど 10 周年にあたったということで、NGO の方々が 10 周年のバースデーパーティを開いたとの話題もありました。また、先般の豪州の選挙において政権交代が起こり、京都議定書の批准を政策として掲げておりました野党の労働党が政権をとりました。会議のその場で、豪州から議定書のサイン提出が行われたこともありました。また、このたび国連 IPCC を代表してパチャウリ議長とアル・ゴア氏元米国副大統領がノーベル賞を受賞され、このお 2 人も会議に参加しておりました。我が国の林野庁からは皆川次長以下 6 名が参加いたしまして、森林減少を中心に議論いたしました。今回の COP において何が最も重要な議題だったかですが、やはり京都議定書の第 1 約束期間が終了する 2013 年以降の将来枠組の検討プロセスをどうするか。つまり 2013 年から次の枠組を開始することになりますと、準備期間を含めて 2009 年までには合意しなければならないこととなりますので、そこを目がけますとあと 2 年間で合意をしなければならないこととなります。どのような場で、どのようなスケジュールで合意に行き着くか。そ

この合意が最大の焦点でした。もう 1 つ、従来から大きく注目されている議題になっておりました「適応」や「技術移転」。そういう途上国向けの議題がありますけれども、今回は、「途上国の森林減少に由来する排出の削減」という議題が主要なものとして非常に大きな注目を集めておりました。報道されておりましたので皆さんご記憶にあるかと思います。森林減少に関する議論に入る前に、まず今回の全体の枠組に関する議論がどのように行われたかを簡単に触れさせていただきます。「将来枠組に関する議論」のプロセスを大きく分けると、3つのプロセスが同時平行で進んでいる状態になっております。1つが全ての条約締約国による検討プロセスで、アメリカや削減目標を掲げていない途上国も含めた条約に関する検討プロセス。もう 1 つが京都議定書附属書 I 国の削減目標に関する検討で、議定書 3 条 9 項の特別作業部会、Ad Hoc Working Group 略して AWG というものを設置して議論を続けております。それから議定書の定期的見直し。議定書 9 条に基づくレビューが各国で議論されております。この 3 つが議定書の将来枠組に関する議論、条約に基づく将来枠組に関する議論といわれております。説明いたしますと、まず COP の議題 4 として検討された「全ての条約締約国による将来枠組の検討プロセス」。何が今回の大きな議題になったかといいますと、2005 年の COP11 で「条約の下での長期的協力に関する対話」というプロセスが設置されております。その長期対話が全ての締約国による議論の場であったのですけれども、これが 2007 年 8 月に一応の役割を終了いたしました。これから、途上国やアメリカを含んだ全ての条約締約国が参加する議論の場をどうするのが課題になっておりました。この長期対話の後継プロセスといたしまして、今回の合意では「条約下の長期協力の行動に関する AWG」、略して「新 AWG」と呼んでいますけれども、この設置について合意いたしました。これも合意に至るまでには非常にもめました。アメリカが途上国についても相応分の役割を果たすべきだと主張したりしまして、かなり議論が長引いたのですけれども、最終的に会期を 1 日延長し、15 日にアメリカも COP の今後の議論に参加することに承知いたしました合意に至りました。今後のスケジュールですが、2008 年に 4 回の会合を開催しまして、2009 年の COP15 までに作業を完了させることで合意しております。検討対象は緩和、適応、技術開発・移転、資金という大きな 4 つの柱のもとに議論を進めていくことになり、その中で緩和の 1 つの分野といたしまして、途上国の森林減少も検討することになっております。第 1 回目の会合の日程はまだ決まっておられませんけれども、2008 年の 3 月から 4 月。一説によるとガーナで開催されるということです。すいません、ちょっと未確認情報ですので、ガーナかもという話です。それから、もう 1 つのプロセスは「先進国の削減目標」に関する議論。こちらはやはり 2005 年の COP/MOP1 の決定で、議定書の 3 条 9 項に基づいて特別作業部会を設置することが決定しております。これまでにこの作業部会はすでに 4 回の会合を開催しております。今回はこの一連の会合の中の 1 つとしまして、第 4 回の再開会合というかたちで会合を開きまして、次期枠組の合意に向けた作業スケジュールの見直しを検討いたしました。検討の結果といたしまして、2009 年末の COP15 報告で結論に至ることに合意いたしました。2008 年は 4 回の会合を開催して削減目標達成のための手段、例えば森林の取り扱いや市場メカニズムの取り扱いと

いった手段に関する議論、方法論的な課題、附属書 I 国の削減ポテンシャル等について検討することになりました。次の第 5 回の会合は、やはり 2008 年の 3 月から 4 月の時期に一度開催すると。それから再会ということで、6 月のボンベイの定期補助機関会合の期間に合わせて開催するというので、第 5 回の会合は 2 回に分けて開催し、削減目標達成のための手段等について検討することになりました。もう 1 つの報告、「議定書の定期的見直し」です。こちらは何かといいますと、議定書の第 9 条に議定書の定期的見直しがすでに規定されております。お手元の資料の中にその記述を載せております。COP の中で決まった京都議定書は、その時の最新の科学上の知識に基づいてつくった議定書ではありますが、その後の科学上の情報や技術的、社会的、経済的な条件もいろいろ変わってまいります。ですので、やはり議定書は定期的に見直さなければならぬだろうと書いてあります。またその第 1 回目の見直しは、COP/MOP2 において行わなければならないということ、その後の検討は一定の間隔でかつ適切な時期に行うということが書かれております。これに基づいて検討しているところですが、2006 年 11 月の COP/MOP2 で第 1 回の検討会が行われました。ただその時はほとんど手続上の議論に終始しまして、内容の検討には至りませんでした。第 2 回目の検討会は 2008 年の COP/MOP4 で実施することまでは合意したのですけれども、その COP/MOP4 で何を検討するのかについて、検討するのが今回の COP/MOP3 の課題です。結果的には、非常に途上国と先進国との間で議論が対立しまして、途上国側は検討範囲を狭めて先進国の履行状況のレビューにすべきだと主張しました。一方で、先進国は例えばその目標数値や約束期間等そういったいろいろなことについて検討範囲を広げるべきだと主張しまして、対立した中で結局は特定に至らないという結果になっております。この 3 つのプロセス、それからその他、周辺の関連するプロセスを含めましてスケジュールを次にお示ししております。COP13 から 2008 年にかけて COP14、2009 年までに COP15 というかたちで会議をやっていますが、この COP15 で将来枠組の大枠の合意がなされることについては合意しておりまして、そこに向けて新しい Ad Hoc Working Group (AWG) として条約下の長期協力の行動に関する AWG、そして先進国の削減目標に関する AWG が定期的開催されることとなります。その下のほうに置きましたけれども、関連する枠組ということで、条約下の枠組とは重なるものではないのですが、それを補完する枠組といたしまして、例えば閣僚級対話 (G20)、その中で気候変動を大きな議題として取り扱うことになっておりますし、2007 年、2008 年に向けての G8 サミットでも気候変動が重要な議題となっております。それから昨年開催されました主要経済国会合、MEM。MEM は主要経済国会合の略ですが、これにつきましても今年引き続き 1 月か 2 月、夏前の時期ぐらいにも開催されることになっております。そして従来から続けております、アメリカの提案で始まりましたアジア太平洋パートナーシップ (AFP)。これも継続的に開催されることになっております。こういった枠組と、UNFCCC とが補足しあいながら、今後も気候変動に関する議題が決まっていくのではないかと思います。

次に、「2.途上国における森林減少に由来する排出の削減」をご説明いたします。まず議論の背景からご説明をさせていただきます。「①途上国における森林減少の実態」です。皆様

よくご承知かと思いますが、世界の森林面積は約 40 億ヘクタールあるといわれております。ところが FAO の測定によりますと、2000 年から 2005 年にかけて、今でも毎年 730 万ヘクタールが減少しているといわれております。これを我が国の森林面積に比較しますと、大体その 3 割ぐらいに相当する面積が毎年世界で失われていることとなります。地域的に見ますと、特にブラジルを中心とした南米、アフリカ。アジアではインドネシア等も多く減少しております。ただ、アジアは中国の森林面積の増加がありますので地域全体では増加している状態になっておりますけれども、依然といたしまして途上国を中心に急激な森林減少が進んでいる状況にあります。途上国における森林減少の主な原因は、やはり農業、それから農地開発、森林火災、違法伐採等も含めます不適切な伐採といったものだとわかれております。それがなぜ気候変動に関係するかですけれども、この森林減少が二酸化炭素の排出源となっておりまして、これによる排出が世界全体の人為的な排出量の約 2 割を占めているという試算がございます。ところが今の京都議定書の中では、途上国は温室効果ガスの排出削減義務はございませんので、森林からいくら排出しても何のペナルティもないと。一方で先進国側といたしましては、温室効果ガスの排出削減に途上国も参加するチャンネルを設けたいと考えているところです。他方、途上国側といたしましては、森林減少からの排出削減は国内的にも大きな問題になっているものの、やはり多くの途上国において農地の開発や林業は非常に重要な外貨の獲得手段になっていることもありまして、その開発を止めるなり、伐採を止めることは経済的な損失を伴います。ですので、先進国からの支援なしには森林減少を抑制するのは難しいという話が起こっております。その下のグラフにあります通り、森林減少による排出は、大体石炭と天然ガスによる排出の中間ぐらいのボリュームがあるといわれております。今のスキームを図示したのが次の図ですけれども、今の京都議定書の中で、途上国における森林減少に由来する排出がカバーされていないことを示しております。仮に「1990 年の時点で、2 ヘクタールの森林があったといたしまして、90 年以降に新しく森林の面積が増えました」という場合には、A/R CDM としてクレジットを得る可能性があります。ところが森林面積が 2 ヘクタールのまま維持するべく努力をしたとしても、今のところ何らインセンティブはありません。仮に森林がさらに減った、2 ヘクタールが 1 ヘクタールに減ってしまったとしても、特にペナルティもありませんし、過去の傾向からもっと減っていくはずなのが、人為的努力により 1 ヘクタールにとどまったのだとしても、何のインセンティブもないこととなります。これについてどのような改善が必要か、という議論です。これが議題となった経緯といたしましては、2005 年に開催された COP11 でパプアニューギニアとコスタリカが議題として検討すべきだと提案したことです。その際の基本的な考え方といいますのが、途上国の森林を対象といたしまして、森林減少の過去のトレンドつまり参照ラインから予測される排出量を特定しまして、それに対する実際の排出量を比較して、実際の排出量が減っていた場合にクレジットや資金等の経済的なインセンティブを付与してはどうかという提案でした。このインセンティブの財源といたしましては、CDM のような炭素市場メカニズムを活用する提案、それから基金等の方式を使う提案、大きく分けると 2 つの提案が同時に出ておりました。

一方、この森林減少に関する議論については UNFCCC の正規の議論の中で議題にのぼったのですが、他のフォーラム、つまり COP や COP 以外の場でも非常に注目を集めるようになりました。まず昨年 2007 年 1 月のダボス会議で、その年の G8 サミットを主催するホスト国になっておりましたドイツのメルケル首相が「G8 議長国の主要目的」の中で森林減少を議題とすることに言及いたしました。それがそのまま続きまして、6 月のハイリゲンダムサミットの中では森林減少による排出削減への支援が G8 の中で決意表明されました。それから 9 月に豪州で行われました APEC の中でもこの森林減少の議論がありまして、2020 年までに域内の森林面積を 2,000 万ヘクタール拡大するという合意になりました。9 月に行われました世銀理事会の中でも森林減少に関する新たな資金メカニズム「森林炭素パートナーシップファシリティ (FCPF)」という新しいメカニズムを創設することが決定いたしました。そして 11 月に行われました東アジアサミットの中でも、APEC 同様に 2020 年までに域内の森林面積を 1,500 万ヘクタール拡大に合意いたしました。この時には我が国から、衛星情報等の活用による森林資源管理に対する支援等の意思表示をしております。ただこの森林減少に関する議論でどのような点が課題になっているかといいますと、さらにいろいろなことが議論になっております。まず「①技術的・方法論的事項」それから「②政策論的事項」という二つの問題点があるのですけれども、「①技術的・方法論的事項」から見ていきたいと思っております。まず 1 つが参照ラインの設定方法。参照ライン、いわゆる CDM というベースラインですけれども、これをどのように設定するかが重要な問題になります。非常に緩くしてしまえば、いわゆるホットエアーのようなものが出てしまうことになります。ただ、厳しすぎればなかなかインセンティブとして機能しない。またこれを単純に過去のトレンドで引くのか、あるいは将来の変動要因、人口増加や開発の可能性といったものを考慮するのも議論になります。リーケージと対象規模ですけれども、これもやはり CDM と同じように、仮にある事業が行われ、そこで森林減少が防がれたとしても、どこか他のところでその分の排出が起ってしまったら意味がないのではという議論です。これを防ぐために国全体を対象とすべきだという議論はあるのですが、一方で国全体を対象にするのは難しいという国もありまして、sub national (地域) レベルを認めるのかどうか議論にあります。でも仮に sub national を決めた場合に、対象地域外での伐採増加 (リーケージ) をどのように防ぐのかという問題がありますし、さらに仮に国レベルでやったとしても、任意参加だった場合には国や国境をまたいで他の国で森林減少が減少してしまうのでは、という指摘もあります。それからもう 1 つ、やはり CDM の議論から発生する議論ですけれども、持続性に関する議論です。仮に何らかの経済的なインセンティブが支払われたとしても、その後森林がまた伐られてしまったら意味がないのでは、と。そしてまたその計測・モニタリング・検証。どのようにして森林減少をモニターするのか。統計データが整備されていない途上国において、どのように低コストでかつ正確にモニタリングするのか。森林劣化等の取り扱いで森林減少、面積の減少に至らない劣化をどう取り扱うかという問題。さらに森林が増加したり、その面積を維持したりというケースは対象にならないのかという問題。そういったことが今、議論されております。一方、「②政策論的事

項」の課題は、まず財源メカニズムをどうするのかという問題。市場メカニズムを導入するのか、あるいは基金のような非市場メカニズムを使うのか、同時並行で併用するのか。インセンティブ付与のタイミングはどうするのか。プロジェクトに先行投資するのか、プロジェクトによる排出削減の後にあくまでも後払いで支払うのか。そして、京都議定書の目標達成とどう関連づけるか、という非常に重要な問題ですけれども、先進国の排出削減義務と関連づけて、要はその分を先進国の排出削減のオプションの中、目標の中に取り込むのかという議論。それと関連して、第1約束期間内に、仮にそれに類する活動を行った場合にもインセンティブを付与するのかという議論が起こっております。ということで、COP11から2年間にわたって森林減少の議論を続けてきたのですけれども、この中でこの議論の動きについて紹介させていただきます。2005年に開催されたCOP11では、SBSTA25の前にワークショップを開催すること、それからSBSTA27までに2年間検討して、昨年のCOP13への勧告を含めた検討結果を報告することで合意いたしました。ここに向けて2年間検討してきたのですけれども、SBSTA24、25、26、またそれに応じて行われました方法論的事項に関するワークショップの中で科学的・技術的な事項や政策的な事項に対して意見交換、交渉を行ってまいりました。最終的に、今年5月のSBSTA26の中でCOP13の決定案について議論しました。森林減少について次期枠組の中で何らかの制度を導入すべきことについてはほぼ意見は一致しているのですけれども、個別の事項で先進国と途上国の間で利害が対立いたしまして、多くの点がブラケット付きのまま今回のSBSTA27に先送られる結果になっておりました。各国は何を主張しているか、なぜ対立だったのかということですが、まず「①附属書I国」(先進国)側ですが、アメリカが当初から新しいメカニズムを導入することはいかなるものか、とっておりました。今までにもいろいろなスキームはあるのだから、その既存の枠組をもっと上手に使うことを視野に入れるべきではないかという意見です。ただアメリカに関しては最近かなり態度が軟化してきておまして、主要経済国会合でも、森林減少はやはり重要な問題だという意思表示をする等、かなり積極姿勢を見せ始めております。それからEU・ノルウェー。これはもう最初からかなり積極的でした。次期枠組においてさらに世界は排出削減を進めるべきで、また途上国の参加を促進すべきだ、そのためには炭素市場をもっと活用すべきだという観点から森林減少に由来する排出の削減、特に市場メカニズムの活用を積極的に推進しておりました。豪州は、当初米国と足並みをそろえるようなスタンスだったのでありますが、昨年2007年に「森林と気候に関する地球イニシアチブ」という新しいイニシアチブを提案いたしまして、2億豪ドルの拠出をしますと表明いたしました。特に衛星データを使った全球の森林炭素のモニタリングシステムの構築が必要だという提案をしておまして、非常に積極姿勢を見せております。一方で、「②非附属書I国」(発展途上国)です。当初提案国だったパプアニューギニア、コスタリカは引き続き市場メカニズムは最も有効と主張しつつも、他のアプローチもやはり必要でしょうと主張しております。ブラジルにつきましては、市場メカニズムを導入するのは先進国の排出削減に対する努力を損なうものだと反対いたしまして、基

金でやるべきだと提案しております。アフリカのコンゴ流域の 6 カ国。こちらでも森林減少が進んでいるのですが、なかなかその市場メカニズムという複雑なシステムを導入するには難しい国内情勢にあります。市場メカニズムも確かにいいのだけれども、もっと簡素な方法も同時にあっていいのではないかと主張しておりました。それから中国・インド。こちらはすでに森林が減少しておらず増加に向かっている状況にありますので、現存する森林の保全・安定化にも何かインセンティブがあるべきではないかと提案しております。こういう各国の姿勢をふまえて、今回の SBSTA27、それから COP13 の中でどのような点が論点になったのかについてご説明いたします。まず、非常に大きな議論になりますのが、検討対象にする活動をどうするのかという問題。対象を森林「減少」に限定するのか、減少に至らない「劣化」や「保全」「増加」も含めるのかという議論です。それから締約国による第 1 約束期間内の活動の位置づけ。森林減少に由来する排出の削減は非常に緊急な課題ですので、時期が来るのを待たずに試験的な取り組みを是非実施するべきという点ではみんな一致しているのですけれども、第 1 約束期間中の早期活動努力というのが、そのまま次期枠組の中でのインセンティブにつながるものであったほうがいいのではないかと議論です。次に、実証活動の活動方針。そういった第 1 約束期間内に行う試験的な活動について、どのような指針に基づいて行うべきか。これは何か指針があったほうがいいと EU が提案しまして議論になりました。さらに、将来枠組プロセスの中での位置づけ。全体の次期枠組プロセスの中でどう位置づけるかという問題、こういった点で非常に議論が紛糾いたしました。まず「検討対象とする活動」ですが、こちらは従来「森林減少」といいますのは京都議定書や過去の合意の中でかなりはっきりと定義が決まっております。森林から森林以外の土地利用への転換・転用といわれております。ところが途上国、特にインドネシアや天然林が多いところは「森林減少」に至らない択伐などによる森林蓄積の減少、つまり森林劣化が排出の要因としてやはり当然重要だと。排出要因として「劣化」も考慮すべきだという主張が各途上国から出ていたのですが、ブラジルが反対いたしました。その他の途上国と対立するかたちをとっております。我が国は、やはり劣化も重要な排出要因であろうということで、森林減少と同様に扱うべきだと主張しました。一方、インドや中国は「保全」「増加」も対象にすべきと主張しておりました。これに対して、我が国は対策の優先順位を考えたらおのずから後回しでしょうということで反対しております。結論といたしましては、「森林劣化」は「減少」と同様に検討対象とする。一方「保全」「増加」については、検討するのですけれどもインセンティブについての検討より、もう 1 つプライオリティを落として、その役割についてまず検討しましょうということで結論となっております。今後の課題といたしましては、「森林劣化」は非常に重要な課題ではあるのですけれども、これをモニターする、測定することは非常に技術的に難しいといわれております。その排出のモニタリングや削減のための制度設計が今後の大きな課題といわれております。それから「第 1 約束期間内の活動の位置づけ」です。途上国の能力向上支援や、次期枠組での実際の制度の導入に向けた実証的な活動を、むしろ第 1 約束期間内から実施すべきだということは関係各国で意見一致しております。しかし、そこから発

生するものにどうインセンティブをつけるかです。パプアニューギニアは、第 1 約束期間内の努力も次期枠組の先進国の排出削減努力と関連づけるべきだと主張しておりまして、ただそれは次期枠組を予断するものでしょうと米国を中心に EU も反対しているかたちになっておりました。結果といたしましては、明確にそれは次の枠組のクレジットにつながることに特にはいたらなかったのですけれども、パプアニューギニア等途上国の意見に対しても配慮したかたちで、「考慮されるべき」と記述されるようになりました。この点については今後も、次期枠組検討プロセスの中での議論になることが考えられます。次期枠組へどう位置づけるかは、第 1 約束期間内でもその活動に対する投資の規模を大きく左右すると思われまますので、今後の議論の中で 1 つの焦点になっていくと考えられます。それから第 1 約束期間内に行う「実証活動の活動指針」です。これは何らかの指針に基づいてやるべきだろうという非常にもっともな意見を EU が言いまして、それについて議論しました。ただこれを決めてしまいますと、次の枠組で実際に導入するルールをある程度事前に予断してしまう可能性がありますので、かなり慎重な議論が必要であろうということでした。まずどこらへんがもめたのかといいますと、やはりその sub national な規模の活動をどう取り扱おうかという問題です。コロンビアと中南米諸国につきましては、sub national 活動が排除されますと自分たちが参加しにくいといたしまして、それ以外に sub national な活動についてもできるようなかたちにして欲しいと主張しました。ベースラインの設定方法に関する議論についてもちょっともめまして、コンゴ流域や今現在はあまり排出がないけれどもこれから先比較的排出が起こるであろう、開発要因を考慮すると排出が起こりやすい国について、過去のトレンドだけでベースラインを引いてしまうと将来非常に制約することになるだろうということ、過去の排出トレンドだけではない参照ラインの引き方が考慮されてしかるべきだと主張しておりました。結果といたしましては、この sub national な活動については、一応その「国単位のアプローチの開発に向かう 1 ステップとして」は容認されますと。「評価にあたって排出の移転、つまりリーケージを評価すべき」とも書き込まれました。それからもう 1 つの参照シナリオ、ベースラインの設定につきましては、やはりその過去の排出に立脚すべきではありますが、「各国の情勢を考慮」とすると明記されるに至りました。最後に、そのバリ・アクションプラン、つまり「将来枠組の全体の検討プロセス」との関係です。次期枠組においてどのような政策措置、インセンティブを導入するか、どういう検討プロセスの中で、この議題での検討結果をどう位置づけるかが課題になっておりました。議論の結果、バリ・アクションプランのもとで全ての条約締約国による長期協力の行動に関する AWG の中で更なる検討を行うと明記するに至りました。森林減少・劣化については政策アプローチとインセンティブ導入に向けて検討する、「保全」、「森林炭素蓄積増加」をからめて「持続可能な森林経営」と書いてありますけれども、これらについてはその役割について検討するというかたちで書き加えました。同じようなかたちでバリ・アクションプランの中にも緩和策の 1 つとして記述されております。最終的に「COP13 決定の概要」、森林減少に関する議題の中での決定文章について次に紹介させていただきます。まず 1 つ目といたしまして、締約国に対して森林減少、劣

化による排出削減のための自発的な取組みの強化と支援を奨励しましょうということ。またそれに関する、特に排出量の推定等に関わる技術協力等を奨励しましょうということ。それから実証活動も含めまして、森林減少の原因対策に焦点を当てた取組みをさらに奨励しましょうということ。そして締約国に対して、そういった実証活動実施にあたり本会議で定めたガイダンスを活用するという。最後に、その附属書Ⅱ国に対しまして、これらの取組みを支援するための体制的・人的・技術的な資源の動員を奨励するというです。これ、特に附属書Ⅱ国と書かれるに至っております。ちょっともめました。途上国同士の支援・協力は十分考えられることですので、それを決して排除する意味ではないですが、やはり先進国として途上国を支援することは重視されることになりました。それから方法論的課題。先ほどいろいろ説明いたしました。まだまだございます。それについてどのように検討を進めるか、具体的なプロセスが合意されました。これについてはSBSTAで引き続き議論いたしまして、2008年末の第14回COPで報告すると決定いたしております。それに向けまして、まず2008年3月21日までに方法論的課題に対する意見・情報提出を行いまして、それに基づいて第29回のSBSTA補助機関会合で議論するのですけれども、その前に第29回のSBSTA補助機関会合より前に方法論的課題に関するワークショップを開催すること。そのワークショップの結果をふまえて、第29回のSBSTA補助機関会合でさらに検討することになっております。その結果をふまえて、COP14で報告することになります。気候変動枠組条約の直接関係する機関だけではなく、世銀やFAO等、関連する機関によって行われている森林に対するいろいろな取組みを支援、そういった機関に対しても森林減少に関する取組みを支援すること、持っている情報を事務局に提出することが奨励されております。事務局に対しましては、集められた情報をweb上で公開することによって途上国の活動を支援することが要請されました。これが次期枠組全体の検討に関する決議の1番重要な点だったのですけれども、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減における政策措置とインセンティブに関して検討すること、そして、保全と増加も、その役割をさらに検討することがきちんと位置づけられるようになりました。それから、第29回のSBSTA補助機関会合より前にワークショップを実施することは決まっておりますけれども、これはCOP決定ではないですけれども、我国ではこれを日本でホストしましょうと今回表明いたしまして、「どうもありがとうございます」というかたちで議長から歓迎されております。2008年の6月下旬か7月上旬ぐらいに我が国のどこかで開催することになると思います。また今回、その森林減少に関する議題と絡みまして、非常にたくさんのサイドイベントが開催されておりました。サイドイベントの中でも、森林減少に関するものがかなり多かったのではないかと思います。正規のサイドイベントの他にも、いろいろな機関が別会場でイベントを設けておりました。特に8日、土曜日に、国際林業研究センター(CIFOR)が全日かけてのサイドイベントを開催いたしまして、その中で我が国から、森林減少に由来する排出の削減に関して、特にそのモニタリング技術に関して協力する用意があること、JAXA(宇宙航空研究開発機構)が持っておりますALOSという衛星を使った衛星情報技術が非常に貢献する可能性があるかと紹介しています。合わ

せまして「世界銀行の森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）の発足」。これは昨年 9 月の世銀理事会で公式に発足しているものですが、発足披露式のようなものが今回の COP13 に合わせて実施されておりました。11 日に世界銀行主催でこの発足式がありまして、世界銀行総裁が FC PF の内容について紹介するとともに、供出をすでに表明しております各国、参加するといっている途上国から発言が行われました。我が国からも遠藤財務副大臣が出席いたしまして 1,000 万ドル拠出することを証明し、この実施についてこれからも積極的に貢献いたしますと発言をしています。この世界銀行、FC PF とは何なのかですが、これは世界銀行のバイオ・カーボンファンド（BCF）とは別に、世界銀行が独自につくったもので、準備基金と炭素基金、キャパビルと実証という 2 つの基金メカニズムによる試験的な枠組です。この 2 つの基金のメカニズムを使って、森林減少に由来する排出の削減について排出削減量に応じた支払いを試験的に実施してみようというものです。ここから得られた資金を正規の次期枠組のプロセスの中でも活かせるのではないかと考えております。準備基金といいますのが、大体 20 カ国から 30 カ国を途上国から選びまして、炭素蓄積量の推定や、REDD としての戦略策定に関する支援を行う、要はこのキャパビルについて 1 億ドルぐらいの規模を想定しております。もう 1 つの柱であります炭素基金につきましては、大体 5 カ国ぐらいを対象にしまして、ベースラインを実際に設定してみようという排出削減量の実績ベースの支払いをやってみようということです。こちらについては 2 億ドルぐらいの規模を想定しているということでした。すでに各国がもう拠出の意向を表明しております。金額がユーロ建てなので少し半端ですがドイツが 5,900 万ドル、イギリスが 3,000 万ドル、オランダが 2,200 万ドル、日本・豪州が 1,000 万ドルと表明しております。今回、COP での開始表明を受けまして、今年から本格的に着手することになっております。

以上、森林減少に関する議論をちょっと詳しくご説明いたしましたが、今度は「3.先進国の吸収源の取扱い」について、ざっと触れさせていただきます。先進国の吸収源の取扱いに関しましては、第 1 約束期間については先進国の吸収源、いわゆる LULUCF セクターにおける吸収が排出削減達成に認識されることが決定されているのですが、交渉に関しましてはかなり複雑な交渉経緯を通りまして、議定書 3 条 3 項、4 項、マラケシュ合意等で規定されておりました。ただ、複雑な交渉経緯をたどったこともありまして、各国利害の対立の中で合意に至らなかった点、残された課題などもございました。例えばその 1 つとして、木材等の林産物の中に蓄積された炭素量の評価も暫定的なままで未解決のまま残っておりますし、その他いろいろな点について、次の枠組に向けて改善を検討すべきだといわれております。しかし、次期枠組においてどう吸収源を取扱うかに関しましては、今のところまだ全くその点に着手していない状況になっておりました。これはやはりその取扱いに関する合意に向けて検討しなければならないことになりまして、今回の AWG4-2、先進国の削減目標に関するワーキンググループの中で、吸収源の取扱いを規定するルールを含めた目標達成手段の検討スケジュールについて合意いたしました。今年 2008 年の 3 月もしくは 4 月の AWG5-1 で検討に着手して、8 月もしくは 9 月の AWG6-1 で結論に合意し

ようと決定しております。これに向けまして、まず手始めとして 2008 年 2 月 15 日までに各国が意見や情報を提出することになっております。また方法論的な議論を進めるために、AWG5-1 の中でワークショップを開催するところまで決まっております。こういった森林関係のいろいろな各国間の合意を時系列的にスケジュールに並べましたのが次の図になっています。今年から来年にかけて相当数多くの会合が開催されます。COP や SBSTA といった既存の定期会合と合わせて、新 Ad Hoc Working Group、それから旧来から議論している先進国の削減目標に関するグループが同時開催されながら議論が進んでいくことになります。途上国の森林減少に関しましては、今年中におそらくその技術論的・方法論的事項に関する検討をほぼ終えまして、パイロット活動や能力向上支援活動、実証活動なども含めまして、様々な活動が各国で展開されることになります。そのいろいろな各国の活動をふまえて、来年に向けて次期枠組全体の中での位置づけ、次期枠組に実際に導入するだろう政策やインセンティブの検討が進められていくことになります。それから先進国の吸収源につきましては、今年中に大枠を規定する基準や方法論的な事項に関して議論を進めまして、実際の次期枠組全体の中での位置づけは来年になってさらに検討が進められることとなっています。ということで、森林関係の議論についてご説明させていただきました。ちょっと早口になってしまいました聞き取りづらい点もあったかと思っておりますので、また後ほど質疑応答の中で補足説明させていただければと思います。以上で私からの報告を終わりにさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

仲：塚田講師、大変ありがとうございました。続きまして、プログラム次第に従いまして赤堀講師からの報告をお願いいたします。それではご紹介いたします。講師の赤堀さんにあらましましては、林野庁の海外林業協力の海外技術担当の責任者でございまして、そういうお立場で海外林業協力の一環として、地球温暖化対策で海外の森林を担当しておられるところでございます。従いまして、その関連から植林 CDM を推進されるお立場ということで、森林 CDM にご尽力しておられる方でございます。では赤堀さん、よろしく願いいたします。

報告 2

「COP/MOP3 での植林 CDM 関連の議論について」

林野庁 森林整備部計画課 海外林業協力室 課長補佐 赤堀 聡之 氏

赤堀：どうも、おはようございます。林野庁海外林業協力室の赤堀でございます。よろしくお願いたします。去年もこの場でお話させていただきました。それから私は植林 CDM に携わっておりますけれども、それ以外にも海外林業協力事業にも携わっております。ここにお集まりの皆様にもいろいろなかたちでご協力いただいております。これからも海外林業協力事業はいろいろありますので、皆様と研究をしながら進めていきたいと思っております。それでは、「植林 CDM 関連の議論」ということで、今回は小規模の植林 CDM につきまして、新しい結論が出ましたのでご説明をさせていただきます。これは一昨日にインターネットで調べたものでございます。本日はもう少し数は増えて 900 を越えているかもしれませんが、その時点で登録された CDM プロジェクトが 895 件ありました。CER も既に 1 億 CER 以上発行されているわけですが、非常に残念ですけれども、植林系の CDM で登録に至ったプロジェクトは今のところ中国の 1 件のみでございます。方法論につきましては、リコーさんや王子製紙さんがいろいろとご努力されております 2 件を含めて、10 件が既に承認済みでございますが、実際のプロジェクト登録には今のところまだ至っていないという状況です。先程申しました登録に至った植林 CDM プロジェクトでございますが、中国の南部、広西チワン族自治区のプロジェクトこれ 1 件でございます。位置的には広東省とベトナムの間ですけれども、ここの珠江の流域管理をするプロジェクトでございます。一昨年 11 月に登録されました。今回決まりましたのは、「小規模植林 CDM」の上限値の引き上げです。これが何かでございますけれども、植林 CDM のモダリティ・手続きは、COP7 より 2 年遅れまして COP9 で合意がなされました。その合意の中で、吸収量が 8 キロ CO2 トン／年を超えないもので、低所得の地域コミュニティ・住民の方々によって開発・実施されるものは小規模ということで、「小規模植林 CDM」と位置づけられるとになってございました。排出削減の CDM の中でも小規模という枠組がございますけれども、それと同様の取り扱いです。この小規模 CDM の場合、方法論等が簡素化されます。皆さんご存知だと思いますが、まず各事業者が、CDM プロジェクトを実施するに当たって、(純人為的削減量(吸収量)の評価方法に関する)方法論をつくり、承認を受けます。それにプロジェクト設計書(PDD)のドラフトを添付するのですが、そのPDDにまた肉付けをして、実際のプロジェクトをつくっていくことになっています。しかし小規模植林 CDM の場合は、各事業者ではなくて EB(CDM 理事会)が出来合いの方法論をつくることになっておりました。そういうことで簡素化といいますか、必ずしも事業者が方法論をつくる必要はなく、EB が作成した簡素化方法論を適用してよいと規定されております。その次の COP10 で EB が小規模植林 CDM の方法論をつくりますと決定いたしました。これを受けてまずは草地、grassland および農用地、cropland に対する方法論を策定し、COP/MOP1 で採択されております。この簡素化方法論は若干、1 回、2 回改訂がありました。それから居住地、settlement、

湿地、wetland についてもつくるとなっておりますが、この 2 つがちょっと遅れておりました。しかし、このあいだのバリの COP13 までに、EB、CDM 理事会が居住地、湿地に関する方法論も策定しまして、COP/MOP3 で一応採択という格好になっております。インターネットで確認できますけれども、現在、小規模植林 CDM プロジェクトで登録（registration）に向けまして有効化対応中のプロジェクトがいくつかございます。中国の雲南省の保山市、ウガンダ、フィリピン、またチリといったところで小規模植林 CDM の枠組を使ってプロジェクト登録に向けた動きがあります。続いて今回の議論の小規模植林 CDM の上限値についてですけれども、去年のナイロビで行われました COP/MOP2 での議論に端を発しております。中南米諸国、コロンビア、ボリビア等がもともと植林 CDM に非常に関心が高く、いろいろ対応しているわけです。基本的に、先程も塚田のスライドの最初に出てきましたけれども、植林で A/R CDM を実施することができますが非常に規則的にも難しいと。それからやはり非持続性の問題があるということでもいろいろ弊害がありまして、なかなか植林 CDM が進まない。この辺に中南米諸国は非常に不満を持っております。そのうちの 1 つとして、小規模植林 CDM の上限値が先程の 8 キロ CO₂ トン、あるいは 8,000CO₂ トン／年と規定されていたのですけれども、この上限が低すぎるのではないかと。低いのでなかなか参入できないよ、これを何とかして欲しいという話を去年の COP/MOP2 で取り上げました。もともと議題ではなかったのですけれども、こういった議論がありましたので、COP/MOP2 では議題として話し合ったのです。これに対してブラジルは、やはり COP/MOP での決定事項なので簡単にはかえられないでしょうと。それからやはり今のところ、残念ながらですが、植林 CDM の登録プロジェクト件数が 1 件と、経験則が不足しており時期尚早であるということで再検討には消極的だと。ただ、その去年のナイロビでの議論の結果は、まずとりあえず議論しましょうということで各国から意見を出してもらいまして、去年の 5 月の SBSTA26 でもう 1 回検討しましょうということで一応まとまっています。去年 5 月の SBSTA26、それから今回の COP/MOP3 ですけれども、上限値の引き上げに賛成の国々としましては、ボリビア、コロンビア、チリといった中南米諸国でございますが、8 キロ CO₂ トン／年が非常に低いことで参入できない。その上限値を 4、5 倍ぐらいに拡大しても地元コミュニティがそれくらいだったら十分管理できるでしょうと主張しております。ブラジル、ツバル、EU といった国は、そもそも植林 CDM の経験が不足している、また前例が一切ないと。上限値の変更について今は時期尚早なのではないかと。それからやはり現行の上限値以上にすると、地元コミュニティの所得が低いようなコミュニティや個人の人たちの管理能力を上回るのではないかと。これは林野庁としての推定ですけれども、例えばユーカリ、アカシア等の早成樹種を使った場合、8,000CO₂ トン／年が、面積的に大体 300 ヘクタールぐらいになるかと、あるいは地元の樹種を使ったら 1,000 ヘクタールぐらいになるというイメージです。ですからそれが 4 倍や 5 倍になると、早成樹種を植林した場合でも、1,500 や 2,000 ヘクタールというような面積になる。その辺が、小規模ですけれども地元コミュニティといった縛りがありますので彼らの管理能力を上回るのではないかと。SBSTA26 では引き続き検討することになりまして、結局

COP/MOP3 では基本的な各国の立場は変わっていなかったのですけれども、最後まで強硬だったブラジルが最終的にちょっと譲歩しまして、2 倍の 16 キロ CO2 トン／年ならいいよという話になりました。ボリビア、コロンビア等の顔を見ていると、この内容で非常に満足だとはいえなかったようではございますけれども、非常に長くこれ以降も議論することはあまり得策ではないと。一応母国と確認をとったようではございますけれども、これで譲歩しましょうと決着したということです。以上、小規模植林 CDM のルール改訂の議論経緯について報告いたしました。ちなみにこの写真は最後、皆様テレビでもご覧になったかもしれませんが、最終日を 1 日延ばしまして、混乱したのですけれども、上から見るとこんな様な状況でした。ご清聴どうもありがとうございました。

仲：大変ありがとうございました。それではここで、休憩を 10 分ほど取らせていただきます。こちらに時計がございまして、あの時計で 11 時 50 分までの 10 分間の休憩でよろしくお願いたします。ホームページ等にも注意書きをさせていただいたのですが、1 点だけ注意点を申し上げます。この会場は非常にルールが厳しくて、ペットボトルの持ち込みが禁止となっております。何卒ご協力の程よろしくお願いたします。それでは 50 分まで休憩いたします。

仲：休憩時間の 10 分を過ぎましたので、皆様ご着席をよろしくお願いたします。ここでちょっと私ども、(財) 国際緑化推進センターの催し物のご紹介をさせていただきたいと思っております。実は、今年の 3 月にやはり植林 CDM に絡む催し物を 2 つ予定いたしております。1 つが、吸収源 CDM 国際フォーラムでございます。先ほど赤堀講師からお話ございましたが、まだ残念ながら植林 CDM の登録プロジェクトが中国の 1 件だけということで、それをもっともっと増やそうではないかと。まだ調整中ではございますが、5 名程度の講師の方々、例えば A/R Working Group の議長様や、実際に国内外で植林 CDM プロジェクトの立ち上げにご尽力されているディベロッパーの方々、その他、実は林野庁の補助事業等である日本のシンクタンクで研究が進んでおまして、実際に植林 CDM プロジェクトを立ち上げるための留意点や方法論、これのポイントはこんなところだよと、そんな一種の技術指針の成果をプレゼンテーションしてもらおう等、あるいは同じく林野庁補助事業のシンクタンクで検討しておりますが、海外のこの国の土地状況、いわゆる CDM 植林の土地適格性というのでしょうか、海外でこの国のここらあたりでは割と植林 CDM プロジェクトが可能ではないか等、そういうような事業成果のプレゼンテーションを検討いたしております。日程的には 3 月 10 日か、その次の週ですけれども、そこらあたりの間で半日くらいを予定しておるところでございます。それからもう 1 つの催しでございますが、同様に 3 月 10 日からその次の週末までの間の 3 日ないし 4 日程度で研修会を計画しております。要は、CDM 植林の担当者を育成する趣旨の研修会を 3 日ないし 4 日予定しております。昨年までの研修会では、例えば CDM 植林の基礎ルールの説明から、実際に方法論開発に取り組まれた方々からのお話、CDM 植林プロジェクトの先行事例紹介、あるいはプロジェクト設計書

の模擬作成演習等をやっております。これも講師の先生方と調整中で、今年のカリキュラムはまだ決定してはございませんが、3月10日から20日までの間の3、4日程度を予定しております。ちなみに先ほど申しあげました国際フォーラム、半日のほうは無料でございます。まだ調整中でございますが、この研修会も無料あるいは若干、研修参加費を徴収するとしても激安でと考えております。内容が固まり次第、私ども（財）国際緑化推進センターのホームページでご案内を差し上げます。ぜひ私どものホームページにアクセスいただければ幸いです。それではただ今から報告やそれ以外のことも含めまして、質疑応答のかたちで進めさせていただきたいと思っております。ワイヤレスマイクを2つ用意してございます。挙手していただいて、指名されましたらご発言というかたちでよろしくお願ひしたいと思っております。今後、質疑応答は担当仲摩に交替いたします。よろしくお願ひします。

質疑応答

仲摩：仲摩と申します。本日は、お集まりいただき誠にありがとうございます。立ち見のお客様、席が空いておりますので空いているところに移動して、お座りになって質疑応答に参加していただければと思います。それでは、質疑応答に入らせていただきます。挙手していただき、まず所属とお名前をお願いします。

藤原：(社) 全国木材組合連合会、全国木材協同組合連合会の藤原といいます。きょうは丁寧なご報告をいただきまして、どうもありがとうございます。途上国における森林減少に由来する排出の削減というテーマが動き始めていると改めて伺い、大変いいことだと思います。温暖化対策にとっても、途上国が参加してくるのは非常に大きな意味を持つてくると思いますし、森林関係について30年ばかりの間ずっと課題になっていた熱帯林管理の話が国際的な枠組の中で1歩動き出すという意味でも、両方に得なのですけれども。ちょっとその話と別のことになっちゃいますが、質問が2つあります。1つは今回、次期に向けていろいろな議論が進んでいると思います。日本の森林が今3.9%吸収するというところでいろいろ努力しているようではございますけれども、今の全体的な議論の中で、その次がどういうふうになってゆくのか、ちょっとお聞かせいただきたい。もう1つは報告の中でも若干ありましたが、木材業界としては伐採後の木材の話。これはもうひとつなかなか盛り上がらないな、という感じがしているのですけれども、どういうふうになっていきそうなのかと。その2点をお聞かせいただきたいと思います。

仲摩：ありがとうございます。それでは塚田様のほうから、よろしければお願いいたします。

塚田：ご質問ありがとうございます。すいません、座ったままで回答させていただきます。まず1つ目の、ポスト2012の議論の中で先進国の吸収源の取扱いがどうなるかというご質問です。これに関しては、今時点ではまだまったくその議論を開始していない状況にあります。一方で、過去の第1約束期間の議論の中でこれは先送りにされた。つまり将来的に議論をすることがある意味決まっているものがいくつかありまして、そこら辺を手始めにもう議論が始まっているだろうという状況の流れがあります。その中の1つが、2つ目のご質問でいただいた木材の取扱いをどうするのかという議論。それから人為の影響の特定。通称、追加性といいますけれども、森林の成長による吸収は、自然に発生する分が必ず含まれていることについての指摘があります。純粋に人為による吸収量の増加分だけに着目すべきではないか、という議論がありまして、それについても今後また議論が再開されるのではないかと考えております。また、全体の中でどう位置づけるのか。つまり先進国の目標達成の中に吸収源を組み込むのかどうか。そういう大枠の議論もこれから始まるのではないかと思いますけれども、吸収源の話は本当に全体の枠組、つまり先進国がどういう目標の持ち方をするのか、とも深い関わりを持っておりますので、森林だけの議論ではなく進んでいくのではないかなと思います。一応スケジュール的には先ほどのスライドの最後にお示したように、今年行われるAd Hoc Working Group5と6の中で、森林の先進国

の吸収源の取扱いについて議論することになっております。ただ、その中で詳しくどういうスケジュールで議論するのかは、まさにその最初の Ad Hoc Working Group で議論されることになるかと思っております。それから 2 つ目のご質問の木材の取扱いですけれども、ご指摘の通り、非常に各国の利害が対立しておりまして、盛り上がっていない、ある意味盛り上がっているといえますか、結論が見えない状況にはなっております。対象となる木材が国境をまたいで輸出入される貿易対象資材であるという点が最大の対立点でして、吸収排出をどの時点でカウントするのかと。吸収量が生産国のものか、それとも輸入国のものかという議論が争点になっているのですけれども、こういった点が絡みますとやっぱりなかなか結論が見えにくいのではないかなと思っております。やはり輸入国、輸出国によってそれぞれ非常に強い主張をしておりますので、私たちもどうやるか分からないところでもあるのですが、やはり次期枠組の吸収源の取扱いの中で、全体の中での議論として取り扱われることになると思っております。以上、あまりはっきりしたお答えができなくて申し訳ありませんが。

仲摩：ありがとうございます。よろしいでしょうか。では次の質問に移らせていただきます。

加藤：(社) 海外林業コンサルタント協会の加藤と申します。本日は、非常にご丁寧なご報告、ご説明をいただきましてありがとうございます。塚田さんに質問させてください。途上国の森林減少の件です。ご説明を伺っても非常に難しい議題だなとはよく分かるのですが、その中でまず 2 点ほどお聞きしたいことがございます。そもそも参照ラインの見方も非常に難しく、これも今後の検討課題でしょうが、参照ラインの決め方によっては、例えば特別な活動をまったくしなくてもひょっとしたら排出削減達成ということも起こりえるかもしれないですよ。そうした場合にも、その削減を止めたというかたちで事業としてカウントされるのかどうか。いわゆる人為的活動が伴わなくてもいいのかどうか、それがまず基本的な質問です。もう 1 点は、人為活動が伴わなければいけないとするのであれば、具体的にどういった活動が対象となるのか。今後、その実証活動というようなところで検証されていくのでしょうか、COP の中で具体的にはこういう活動なら当てはまる等、そういう内々の議論がなされたとしたらちょっとご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

塚田：ご質問ありがとうございます。森林減少に関する議論は各国の利害に非常に絡んでおりまして、また技術的にも難しいことが認識されております。1 つ目の、その参照ラインの設定の仕方が一番のネックになってくるのではないかと思います。これに、その人為活動がなくてもインセンティブが発給されてしまうことについて何か議論があるのか？についてですけれども、やはりこれは森林減少に限った話ではないというのがまず 1 つあるかと思うのです。やはり気候変動枠組条約ないしは京都議定書は、あくまでもその排出吸収といった炭素に着目するプロセスですので、どうしても炭素を実際に排出削減したかどうかが一番のポイントになってきます。当然その京都議定書の中の世界では必然的に見ていかなきゃいけない面ではあるのですけれども、そこに人為が伴ったかどうかは、どこまで

特定できるのかという現実的にはなかなか難しい問題だと認識されております。参照ラインの設定も、まずはやはり科学的手法によるのだと思います。過去のラインからみて、妥当な統計的な予測値から議論はスタートするのだと思うのですが、実際には統計を見るとどうなっているかという、その将来を予測する際に、過去の傾向がギザギザでして、とてもきれいな線が引けるようなものにはなっていないのです。どこの期間で過去の統計値をとるのかという問題もありますし、昔はすごく排出していたからずっと昔でとりたいという人もいれば、最近になって排出が増えたから最近でとりたいという人もいますし、これが一番もめるところかと思えます。したがって、統計から議論はスタートするけれども、最終的にはやはり推定になってしまうのではないかな、という流れには今なっております。これについては、今後のSBSTAやSBSTAワークショップ中での議論の焦点になってくると思いますので、その中でこの議論が話されると思います。それから、どういった活動が対象になるかですけれども、これも炭素にだけ着目するとなってしまうと、どのような活動をしたかは極端に言えば見るべきものではない、ということにもなってしまいます。ただ森林の場合、特に森林の持続可能な森林経営、生物多様性の保全や水資源の保全、地域コミュニティの保全といった視点が当然伴っているべきだということもまた各国の間で共有されている考え方でございまして、ある程度そういうクライテリアのようなものに関する議論も始まっていくのではないかと思います。ただ、やはりこの議論、気候変動と森林を扱うことの1つのポイントが炭素だけに着目するという点ですので、ある程度その活動に関しては各国に任されるようになるのではないかと。特に途上国側からは、その活動の内容にまで口を出してくれるな、という流れになっているのではないかなと思われれます。

赤堀：実際には、例えば世界銀行、つまりFCPF（Forest Carbon Partnership Facility）や私どものほうの海外林業協力室が関わっていくわけです。JOFCA（海外林業コンサルタンツ協会）の加藤さんからのご質問ということですので、逆にお願いの部分も出てきちゃうのですが、まず先ほど塚田のほうから科学的手法ということがあったわけですが、多分大きく分けましてこれまでの議論ですと現況の把握あるいはそれ以前にどうだったかというような話。そういった観測といいますか、資源の把握といったところ、衛星なんかも使うのでしょうか、そういった技術的なものが1点あります。それからもう1つ、政府の機構を開発するのか分かりませんが、実際に現場で排出削減といいますか、森林減少を減らしていく施策は何かという、ソフト的な面と両方あると思うのです。1点目の技術面はいろいろ各国も動いているのですが、2点目のソフト面につきまして、どんな優良事例があったかは今こちらでも考えておりますが、もし何かいいお知恵があったらぜひ教えていただきたいなと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

仲摩：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

原口：（社）海外産業植林センターの原口です。塚田さんに、2点ほどREDDについてちょっとお聞きしたいと思います。検討課題①の「技術的・方法論的事項」ということで課題

が取り上げられており、②の「政策論的事項」の中で財源メカニズム、クレジット方式、市場メカニズムを導入する考え方の議論が出てきたということです。先行事例として、例えば A/R は市場メカニズムを導入したかたちで進んでいるわけですが、実際にはなかなかクレジット化に結びついていない状況です。それは多分 A/R の中に制約があることが原因であろうかと思えます。今度その REDD で出てくるクレジット報酬の場合、こういった制度がベターなのかという議論をなさったのかということ。2つ目に、方法論的なことと、もう 1 つは森林減少が起きている現場で、やはりそれなりには需要があるなど。例えば家族単位のものから、産業的な森林伐採まで森林減少の 1 つだと思えるのですけれども、そういった方々の活動に対する権利や代替手段、実際に森林減少対策を行うに当たって、それなりの議論や懸念、指摘というのはなかったのでしょうか。2点、教えてください。

塚田：ご質問ありがとうございます。1点目は、その市場メカニズムが仮に導入された場合にどういった性質のクレジットが設定されるのかというご質問かと思えます。まず市場メカニズムを導入するのは今のところ 1 つの案であって、まだ市場メカニズムが導入されることが決まったわけではない状況にあります。こういう中で、やはり過去に行われました SBSTA のワークショップ等でもいくつかそのメカニズムの提案がなされております。その中でも排出削減目標達成にまず 1 対 1 の関係、つまり普通の先進国での排出削減と同じように等価性を持ったかたちで使えるクレジットを発生させるのか、それとも森林減少に関しては何らかの割引といたしますか、等価交換ができないようなものとして入れたらどうなのかという意見も出ております。またその A/R が非常に制約のあるルールなのだから、その A/R CDM とのバランスをどうやってとるべきなのかと指摘があり、いろいろ議論が出ております。ただこれもやはりその全体、京都議定書の気候変動枠組み条約全体の枠組の中、途上国と先進国の間の関係性の中で議論されていくことになると思えますので、どういうものになるのかは今のところまったく分からない状態です。それからもう 1 つが、森林減少の対策の対象になるエリアの人々の権利や森林伐採を制約されたことによる代替手段に関する議論ですよね。議論の出発点としてそれは考慮されておりました。林業を目的にしているにしろ、農地開発を目的にするにしろ、森林を伐採するのはやはり何らかの経済的な利益を求めて行われることがほとんどですので、それを制約された場合、損失をどのようにして補償するのかという議論からこの森林減少対策が始まっております。この点に関しましても、過去の SBSTA ワークショップの中では、特に直接支払いのようなものに着目した案がいくつか出てきております。つまり損失に対して、仮に農民に対して農地の開発をするなど規制をかけるのであれば、その規制に対して農民に直接支払いをするかたちのシステムになります。こういったシステムの制度設計の問題になってきますので、国際的な制度設計としてはクレジットを出す、あるいは基金から経済的補償を出すというのが該当していくのではないかと思います。国としても何らかは損失を補償するためといたしますか、開発の優先順位を変えるためのインセンティブを制度化するということだと思えます。

赤堀：ちょっと追加します。先ほどもご説明がありましたけれども世界銀行の主催により、

いわゆる FCPF が COP 期間中の 12 月 11 日にラウンチング（発足式）を行いました。世界銀行の事務局長のゼリックという人が来まして、我が国も含めた各国の閣僚が集まりましてキックオフをやったわけです。実はその会場で、やっぱり NGO がこの基金が始まってしまうと地元の住民の権利はどうなるのだということで、大規模ではなく数名ですけれどもデモする人がいたと。世界銀行の方もそれは非常に気にしていたようです。実はその席に、ちょっと名前をきちんと覚えていませんが、国連の indigenous people high level 何とかというフォーラム（UN Permanent Forum on Indigenous Issues）があつて、多分幹部で女性の方ですけれども、ゼリック氏の挨拶のすぐ後に、その人権事務局の方がやはり地元住民の方の権利が基金のもとでも守られるべきであるとお話をしていました。各国、ドイツやオランダ、イギリスといった国の関係閣僚の方々も発言したのですけれども、やはり一様にこの基金を運営するにあたっては地元住民の方の権利、利益が守られるべきだと話していました。ですから、そういったことについての意思是皆さん持っているのではないかと感じております。

仲摩：ありがとうございます。よろしいでしょうか。それではそちらの方どうぞ。

大山：東京電力の大山でございます。きょうはどうもありがとうございます。ご報告を伺っております、ずいぶん REDD に注目が集まっております、すでに動いている A/R のほうはどうなのかなという思いが私見であります。今現在、交渉中でも構いませんので、日本政府として A/R CDM をどうしていこうかというスタンスがございましたら教えていただきたい。これがまず 1 つです。後もう 1 つが、ちょっと COP13 報告会という趣旨からは外れてしまうかもしれないですけれども、もし A/R を支援していただけるようであれば、出てきた炭素クレジットの取り扱いについても支援をいただければありがたいなと思っております。この辺につきましても、何かありましたら教えていただければと。よろしくお願ひします。

赤堀：まず今回の議論といいますか、COP の議論では、事前に議題があり、それについて議論すると。例えば小規模 CDM についても、先ほどの小規模の上限値についての説明ですが、COP/MOP2 の時は議題ではなかったのですけれども、CDM という大きな議題の中で主張する国がありましたので、それが議題になったということです。今回もその議題に沿って、小規模植林 CDM について、他にも CCS 等があったわけです。そういったものと一緒に議論したということです。ということで、今回 A/R CDM についての議論は小規模の上限値ということです。A/R CDM につきましては去年も同じような質問をいただいたわけですけれども、林野庁としましてはこういったシステムを含めて海外の植林や、もう少し広げて持続可能な森林経営といったものが進められたらいいな、ということが 1 点あります。ただ、本当にこれは残念ではあるのですけれども、特に、A/R のクレジットには、パーマネンス（永続性）の問題というのがございます。COP の決定でもありますし、なかなかこれをどうするかはちょっと決定ではないのです。そういう中で、制約はあるのですけれども、今回もそうだと思いますがいろいろ技術的なたちでの支援ができればしていきたいなと思っております。それからクレジットの話について。これも去年と同じになってし

まいりますけれども、ご存知のようにクレジットの買い取り資金は NEDO さんのほうでやっております。これは経済産業省、環境省の下でやっておられるということでございまして、林野庁、農水省の立場としてはクレジットを直接扱うのはちょっと立場上難しいところがあります。そういったご協力については経産省さん、環境省さんにも伝えてございまして、そういうことで対応とさせていただきたいと思います。

仲摩：ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは他に、何かありましたら。

細谷：ありがとうございました。私、和幸経営環境研究所の細谷と申します。ちょっと今日の報告とは直接関係ないとは思いますが、関連事項として教えていただきたいと思えます。我が国の国際的約束、6%削減のうち 3.8%が先ほど吸収源でというお話でございました。産業界の取り組みについては、自主的な取り組みがなかなか進んでおらず、さらに上積する、業種を増やす等、いろいろこれからの検討課題が明確になりつつあります。しかしながら、吸収源で 3.8%削減するという件は全く問題視されていないというか、もうすでに絶対できるということで、おそらくその方法等はいろいろなところで議論されているかとは思いますが、実際に実現するためにどのような予算を使って、事業を使って、どのような活動をしておられて、そういうことができるようになったのか。ちょっと私自身、勉強不足なところがありまして分からないので、もし分かりましたら教えていただきたいと思っています。

塚田：ご質問ありがとうございます。6%の削減約束のうちの 3.8%、およそ 3 分の 2、これを吸収源でカバーするという非常に野心的な目標を掲げているながら、なかなかそれが議論されていないというご指摘ですが、私たちも逆にいうと、それが非常に問題だと思っております。もう努力しなくても 3.8%は確保できるのだという論調が垣間見えるところですが、実際達成するためにはかなり森林整備を進めていかなきゃなりませんし、そのためには国だけではなくて、実際にその森林を管理していらっしゃる森林所有者の皆さんや都道府県、市町村といった自治体の方々にも多大なご協力をいただかなければならない状況になっております。林野庁といたしましてもまず既存の、今までの森林整備は間伐や植林に関して補助事業でというスキームをいくつか持っておりますので、それについての予算をさらに拡充する。基準予算プラス補正予算も含めまして 500 億円追加的に投入することになっております。さらに市町村や都道府県といった自治体のほうでも、それぞれ負担をしていただくことになってくるのですけれども、そういった負担が 1 つの森林整備のネックになっていることもありますので、負担を軽減すべく新しい制度を導入することも今現在検討しております。

仲摩：ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、他に何かありますでしょうか。

山田：(社)海外産業植林センターの山田と申します。本日はどうもありがとうございます。2点あります。1つは、大山さんからのご質問の付け足しみたいになるのですけれども、赤堀さんのプレゼンテーションからもわかるように、A/R CDM が進んでいない現状がでございます。制度自体に何らかの問題点があるからだと思うのですが、例えばそこにルール上の

問題があると考えられた場合に、今後の国際的な議論でそのルールが変わっていく可能性があるので、それともこれは2012年の第1約束期間までのルールで決まってしまうものなので、それはそれとして常に維持され続けるものと考えたほうがいいのかという点が1つです。もう1つは、REDDについてです。方法論的課題に関するワークショップをホストすることになったということですが、日本として具体的にその方法論的課題に提案するというような、一部に対してアクションしていく予定があるのかどうか。これについては、A/R CDMのルールが決まっていく際にあまり日本としてコミットしてこなかったようにオブザーバーとしては見えてしまったので、そうではなくて日本としても参加する意義がある、参加するメリットがある等、そういう方法をつくっていく予定があるのかをお聞かせいただければと思います。

赤堀：ありがとうございます。A/R CDMが進まないことで制度上に問題があるという、多分いろいろ個別にも問題は意識されているのだと思いますが。ちょっと今回は言いませんでしたけれども、例えば個別に言えば、一昨年の末に「土地適格性」のルールという非常におかしなルールができていまして、いろいろ対応したことがございます。声を上げないと、やはりものが変わっていかないところがあります。こちらとしてもなかなか変えにくい部分はあるのですけれども、新しく出てきたものでちょっと阻害要因になるのではないかということやはりチェックをして、その場でなるべく対応したいと思っています。それからこれもむしろお願いですけれども、その事業者の方々といいですか、これはどなたでもいいのですけれども、そういった事案がもしあるとすればやはり声をあげていただくのが非常に大切ではないかなと思います。具体的に言えば、条約事務局のホームページのCDMのところを見ますと、どんなProposalが、A/R Working Group、要は植林CDMのワーキンググループから理事会に提出されるかが事前に分かりますよね。例えばそういったProposalについて意見を言うということ、それについてもう形式は自由です。メールでもいいと思います。条約事務局、CDM理事会にそれを出すと。私もオブザーバーとして行ったことが何回かあるのですけれども、理事会で必ず「こんなお手紙がきました」というのをやるのです。どのくらい聞かれているかはわかりませんが、一応それは見ることになっています。ですから、やはりいろいろなかたちで声を上げていくということです。要は、やはりそういう意味で、オールJapanでやっていくことにつながるとは思います。そういったことなるべくいい世の中をつくっていく上で大切なのではないかなと思っています。それからREDDのワークショップですけれども、まず1つ、これはSBSTAのワークショップという位置づけです。ですから、ホストをするのですけれども条約事務局が基本的には運営すると。それから先ほど言いましたが、3月にサブミッションするのですけれども、そういった各国のサブミッションをふまえて議題をつくったりしますから、日本で何か全部それを仕切ることはちょっとないのです。ただ確かに、日本としてこのREDDについてどう考えるはいろいろ言っていきたいと思っています。ちょっとなかなか今の時点では申し上げにくいですが、やはりそれこそ国際交渉なので、いろいろな方面にプラスマイナスが多分あると思います。ですから、そういったことをきちんと分析した上で意見を出し

て、ホストをしていきたいという考えです。先程、A/R CDMの時にコミットしていなかったという指摘がありました。私の理解の限りでは確かにその時の交渉で力が及ばなかったところがあるかもしれませんが、その時の担当者は、一応精一杯できることはやっていると私は理解しております。相手のある話で全部意見が通るといことはなかなかないのですけれども、これからも国際交渉を何とか頑張っていきたいと思っております。

仲摩：ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、他に何かありましたらぜひこの機会に。よろしいでしょうか。では、これで質疑応答を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

閉会

仲：ちょうど定刻、12時半になりました。10時半からの報告会、塚田講師、赤堀講師、本当にありがとうございました。両講師に盛大な拍手をよろしく願ひいたします。どうもありがとうございました。